

医療法人等の経営状況の「見える化」①（現状の問題点）

- **社会福祉法人**については、社会福祉法により**計算書類等の届出・公表が義務化されている**ことに加え、99%の法人がWAM NET（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）への**アップロードによる情報公開**を行っているため、個別の法人についてのデータをインターネットで閲覧・ダウンロード可能であるほか、**法人全体（約2万法人）の分析・集計も公表**しているため、政策目的等での活用が可能となっている。
- **医療法人**については、**事業報告書・損益計算書等の届出を義務化し**、G-MIS（医療機関等情報支援システム）への**アップロードによる届出も可能**としているが、当該損益計算書からは**法人全体の事業収益・費用等しか把握できない**。
- **障害福祉サービス等事業者**は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている。
- さらに、**介護保険法等**では、介護サービス事業者による財務書類の報告・公表が義務化されていない。

◆財務データの法制上の取扱い

	社会福祉法人 (社会福祉法)	医療法人 (医療法)	障害福祉サービス事業者 (障害者総合支援法)	介護サービス事業者 (介護保険法)
届出・報告義務	収支計算書等の計算書類等について、所轄庁への届出義務（59条）	事業報告書・損益計算書等について、都道府県への届出義務（52条①）	公表対象のサービス等情報について、都道府県への報告義務（76条の3①）	介護サービス情報について、都道府県への報告義務（115条の35①）
公表義務	収支計算書等の計算書類等について、全ての法人において公表義務（59条の2）	事業報告書・損益計算書等について、規模の大きい法人において公告義務（51条の3②） それ以外の法人は備え付けの上、求められれば閲覧に供する義務（51条の4①）	都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（76条の3②）	都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（115条の35②）
公表対象	計算書類、財産目録等（59条）	事業報告書・損益計算書等（51条・52条）	事業所等の財務状況（施行規則別表一）	— （財務状況に係る規定なし）
届出後の取扱い	都道府県知事は所轄庁から提供を受けた計算書類等を厚生労働大臣に報告（59条の2②③） 厚生労働省は、データベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施（59条の2⑤）	一般の方から請求があった場合、都道府県は閲覧に供する義務（52条②）	障害福祉サービス等情報検索では、事業所等の直近年度の決算資料が公表されるが、実際に公表されている事業所等は限定的（全事業所等の4割程度）。	報告・公表内容 【基本的な項目】 事業所の名称、所在地等、従業員に関するもの、提供サービスの内容、利用料等、法人情報等 【事業所運営にかかる各種取組】 利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関等との連携、事業運営・管理の体制等
インターネットの活用	公表・届出については、WAM NETへのアップロードをもって、実施したことと見なされる。	G-MISへのアップロードにより届出が可能		

医療法人等の経営状況の「見える化」②（改革の方向性）

- 医療法人については、
 - ①事業報告書等について、令和5年度から都道府県HP等での閲覧が可能となる予定であり、早急かつ確実な実施を行うべき。
 - ②施設別の詳細な経営情報の提出を求め、経営情報のデータベースを構築する新たな制度が検討されている。その際、公的価格評価検討委員会における議論を踏まえ、現場で働く医療従事者の処遇の把握を行い、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る観点から、職種ごとの一人当たりの給与額が確実に把握できるような制度設計を行うべき。
- 介護サービス事業者については、法令改正を行い、財務諸表等の報告・公表を義務化する必要がある。
- 障害福祉サービス等事業者については、法令に従って財務状況を公表するよう徹底する必要がある。

◆事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化 （厚生労働省医療部会令和3年11月）

	10月～12月	1月～3月	R4年度 4月～6月	7月～12月	1月～3月	令和5年度～
システム改修	G-MIS改修					
省令改正	医療法施行規則改正					
事業報告書等 アップロード による届出				事業報告書等のアップロードによる届出		
都道府県等HP での閲覧				従来通り、紙媒体で届け出た事業報告書等の電子化（入力等）		
データベース						都道府県HP等での閲覧
	・令和4年度以降にアップロードにより届け出られたデータおよび紙媒体で届け出られたものを電子化したデータをデータベースとして蓄積・活用					

◆公的価格評価検討委員会 中間整理（令和3年12月21日）（抜粋）

- 今後は、更なる財政措置を講じる前に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっていくかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。

◆公的価格評価検討委員会（第5回）（令和4年8月30日）資料1

（4）計算書類・事業報告書の記載項目の充実による見える化

- 医療法人等の計算書類等について、事業種類（病院、老人保健施設、保育所など）ごとの費用における職種ごとの給与費、材料費、医薬品費、法人内における施設外に向けた支出などの区分の追加等について検討する。
- また、医療法人等の経営状況について、分析が容易になるよう、デジタル化とデータベース化に向けた取組を着実に推進する。

◆『経済財政運営と改革の基本方針2021』（抄） （令和3年6月18日 閣議決定）

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を構築する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。

医療法人等の経営状況の「見える化」③（現行の事業報告書）

◆現行の事業報告書等様式（貸借対照表及び損益計算書）

● 貸借対照表

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
その他の流動資産	×××	未払消費税等	×××
II 固定資産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固定負債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科目	金額
3 その他の資産	×××	I 基金	×××
有価証券	×××	II 積立金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

● 損益計算書

（単位：千円）

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

施設ごとの経営状況までは把握不可能。

法人全体の事業収益・費用しか把握できない

法人としての1会計期間の経営状況が把握可能。

医療法人等の経営状況の「見える化」④（経営情報案）

◆医療にかかる経営情報案

（「第1回 医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」（令和4年10月19日））

経営情報案

※ 赤文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。

施設別

○**医業収益**（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益）

- ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」を別掲。
- ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
- ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。

○**材料費**（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費）

○**給与費**（給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）

○**委託費**（給食委託費）

○**設備関係費**（減価償却費、機器賃借料） ○**研究研修費**

○**経費**（水道光熱費）

- ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。

○**控除対象外消費税等負担額**

○**本部費配賦額**

- ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。

○**医業利益**（又は**医業損失**）

○**医業外収益**（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）、○**医業外費用**（支払利息）

○**経常利益**（又は**経常損失**）

○**臨時収益**、○**臨時費用**

○**税引前当期純利益**（又は**税引前当期純損失**）

○**法人税、住民税及び事業税負担額**

○**当期純利益**（又は**当期純損失**）

○**職種別の給料及び賞与並びにその人数**※ ※病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用

- 職種 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員）

医療法人等の経営状況の「見える化」⑤（電子開示システム）

◆社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET）

社会福祉法人の現況報告書等情報検索

このウェブサイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。
さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。
※ 現況報告書の開催については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った日から、7～10日程度で公表されます。

北海道
青森
秋田
岩手
山形
宮城
福島
茨城
栃木
群馬
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
山梨県
長野県
新潟県
富山県
石川県
福井県
岐阜県
静岡県
愛知県
奈良県
和歌山県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
鹿児島県
沖縄県

各法人を地図から検索可能

集約結果を公表

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

集約結果を見る

2018年度版はこちら
2017年度版はこちら

各法人を法人名、住所等から検索可能

（システムを利用する社会福祉法人専用）

システムログイン
システム関係連絡先はこちら

法人名から探す
法人番号から探す
住所から探す
サービスから探す
法人番号から探す

（参考）法人詳細情報の例

WAM NET 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人の現況報告書等情報検索 法人詳細情報

法人詳細情報

法人基本情報

法人番号
法人の名称
法人の所在地 [地図を開く](#)
電話番号
ホームページ [ホームページ](#)
メールアドレス

※ 現況報告書の法人基本情報の内容を掲載しています。

事業所一覧

事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
>	地図を開く	
>	地図を開く	
>	地図を開く	
>	地図を開く	

現況報告書等のダウンロード

報告年度	現況報告書	計算書類	社会福祉充実計画
令和4年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
令和3年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
令和2年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
平成31年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
平成30年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
平成29年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード

※ ダウンロードした資料に関するお問い合わせは、当該社会福祉法人に直接お問い合わせください。

定款等のダウンロード

報告年度	定款	役員等名簿	報酬等の支給の基準
令和4年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード

医療法人等の経営状況の「見える化」⑥（現況報告書）

◆ 現況報告書の例

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員		(2)理事の現員		(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)			2 特例無	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況			(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
			2 非常勤			2 無		
	～		2 非常勤			2 無		
			2 非常勤			2 無		
	～		2 非常勤			2 無		
			2 非常勤			2 無		
	～		2 非常勤			2 無		
			2 非常勤			2 無		
	～		2 非常勤			2 無		

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

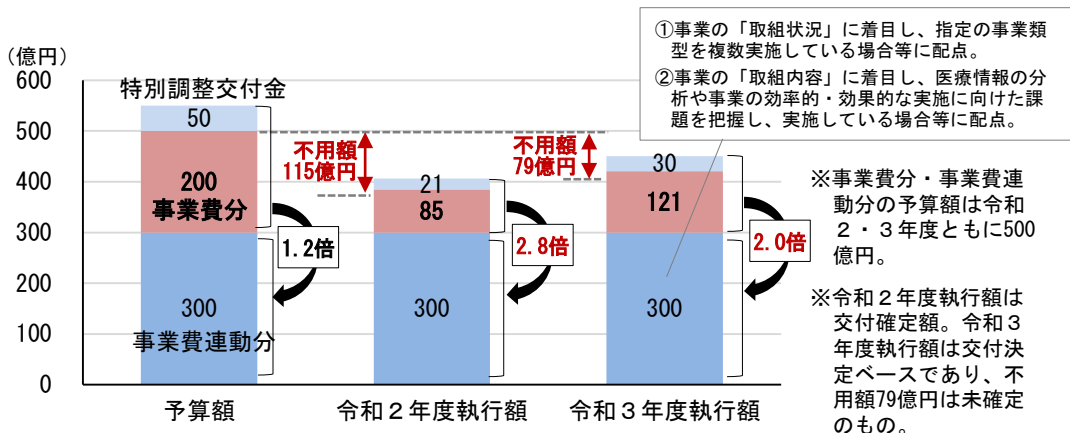
6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数	
	常勤換算数	常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数	
	常勤換算数	常勤換算数	

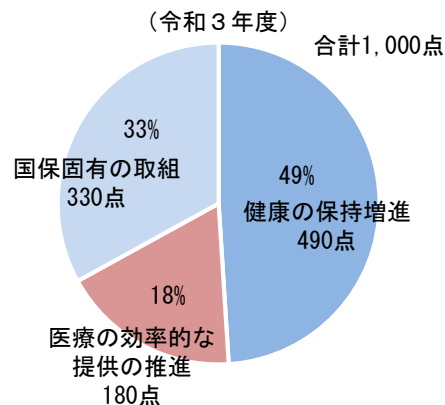
国民健康保険保険者努力支援交付金 <予算執行調査>

- 「国民健康保険保険者努力支援交付金」は、事業費分・事業費連動分550億円と取組評価分1,000億円からなる。
- 前者について、事業の執行に応じて事業費を交付するとともに、その1.2倍の事業費連動分を連動して交付する仕組みであるが、事業費連動分は全都道府県で按分して分配しており、事業執行が不調であるにもかかわらず、事業費分に比して多額の交付となっている都道府県も見受けられる。**仕組みを改めるとともに、不用の状況を踏まえて予算を縮減すべき。**
- 後者について、①**保険者の役割である「医療の効率的な提供」の評価指標の配点割合が低い**、②**ほとんど大半の保険者が達成している指標が存在する**、③**点数が高い自治体について医療費が低いという相関関係が見られない**、といった課題があり、**指標の見直しを図るとともに、その予算額についても圧縮を図るべきである。**

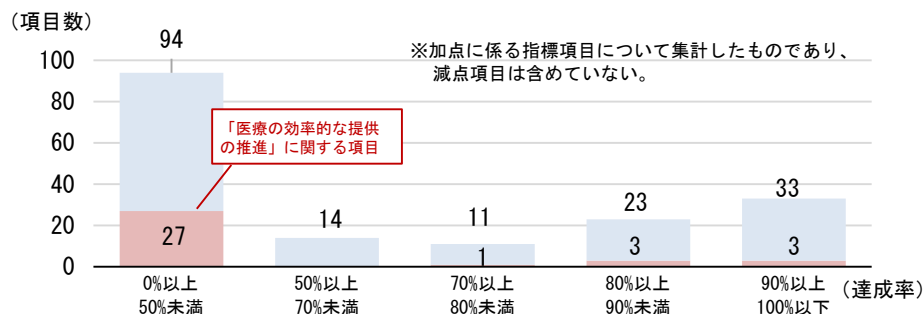
◆事業費分・事業費連動分の予算額執行状況



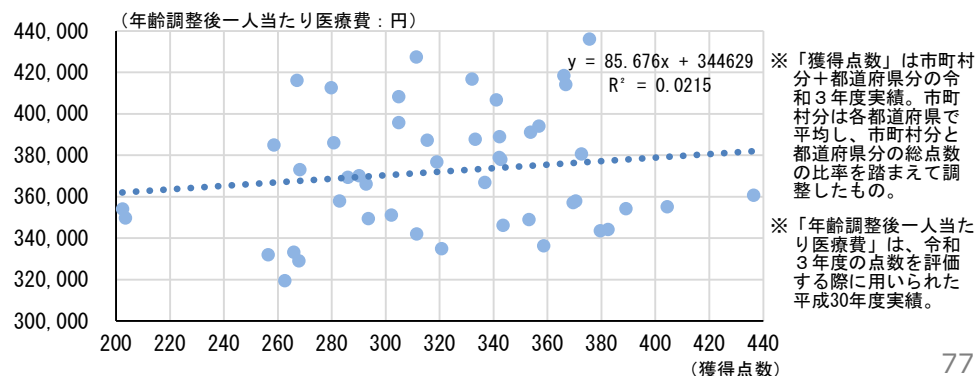
◆取組評価分（市町村分）の配点割合



◆取組評価分（市町村分+都道府県分）の各指標ごとの達成状況 (令和3年度)



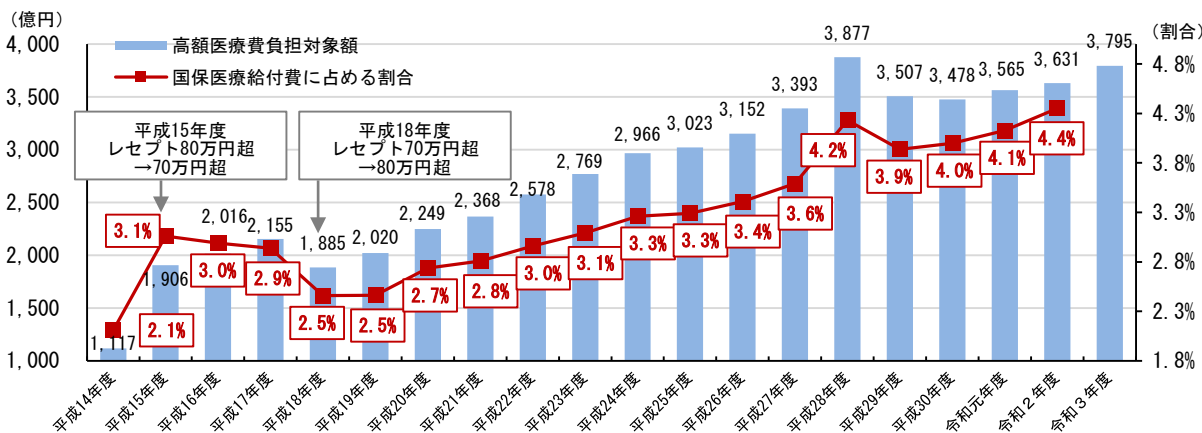
◆取組評価分（市町村分+都道府県分）の獲得点数と医療費の関係



国民健康保険に対する財政支援の見直し〈予算執行調査〉

- 高額医療費負担金は、高額な医療費（1件80万円超）が発生した場合の国民健康保険財政の影響を緩和するため、国と都道府県が高額医療費負担対象額の1/4ずつを負担する、保険者支援のための負担金（国費950億円）。
※医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」とは異なるもの。
- 現行法に規定された国保医療給付費に占める高額医療費負担対象額の割合の増加や都道府県化による国保財政の安定化を踏まえ、平成18年度の割合を大きく下回るよう、対象となるレセプトの金額基準の引上げを速やかに実施し、予算規模を大幅に縮減すべきである。
- 現在、取組を進めている保険料水準の統一や高額医療費の共同負担の仕組みにより、高額医療費負担金が果たす機能は現時点においても極めて限定的であり、いずれその役割を終える。国保運営の予見可能性を高めるためにも、廃止に向けた道筋を工程化すべきである。

◆ 高額医療費負担対象額及び国保医療給付費に占める割合の推移

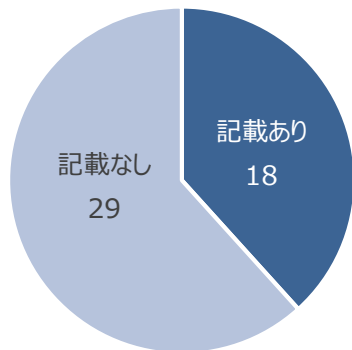


◆ 国民健康保険法（抄）

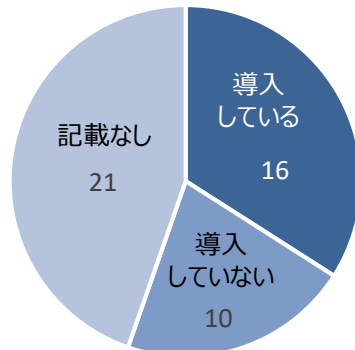
第70条

3 国は、第一項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、都道府県に対し、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費用の割合等を勘案して、国民健康保険の財政に与える影響が著しい医療に関する給付として政令で定めるところにより算定する額以上の医療に関する給付に要する費用の合計額（＝高額医療費負担対象額）の四分の一に相当する額を負担する。

◆ 国保運営方針等における保険料水準の統一時期等に関する記載の有無



◆ 高額医療費を共同負担する仕組みの都道府県の導入状況



※国保運営方針における記載から整理・集計したもの。
※「導入している」は、高額医療費負担金・特別高額医療費共同事業以外の共同負担の仕組みの導入を明記している都道府県数（令和4年度から実施することを明記している都道府県も含む）。
※「導入していない」は、共同負担の仕組みを導入しないことを明記している都道府県数。

高額医療費負担金制度の主な経緯

昭和58年度	国民健康保険団体連合会を実施者とする「高額医療費共同事業」を創設（対象は1件当たり100万円超）。
昭和63年度	法改正し国民健康保険団体連合会へ補助できる旨を規定。国は事務費を交付、都道府県は事業費を交付。対象を1件80万円超に拡充。2年間の暫定措置。
平成15年度	法定化（附則）し、国・都道府県は1/4負担。対象を70万円超に拡充。平成17年度までの措置。
平成18年度	対象を80万円超に見直し。平成21年度まで継続。
平成27年度	事業を恒久化（平成24年度法改正）。
平成30年度	「高額医療費負担金」として、高額医療費を継続して公費により支援。

4. 介護